ロ　当該相互会社の実質子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ハ　当該相互会社の実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ニ　当該相互会社の実質子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
第二十三条の八第六号中「監査役」を「当該相互会社の監査役」に改め、同条第七号中「使用人の」の下に「当該相互会社の」を加え、同条第九号中「前三号のほか、」を「第六号から前号までに掲げる体制のほか、」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第八号中「取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他」を「次に掲げる体制その他の当該相互会社」に改め、同号に次のように加え、同号を同条第九号とする。
イ　当該相互会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該相互会社の監査役に報告をするための体制
ロ　当該相互会社の実質子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該相互会社の監査役に報告をするための体制
第二十三条の八第九号の次に次の二号を加える。
十　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
十一　当該相互会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
第二十三条の八第七号の次に次の一号を加える。
八　当該相互会社の監査役の第六号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
第二十三条の九第三項第一号中「存しない取締役」の下に「（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」を加え、同項第三号中トをチとし、ヘをトとし、同号ホ中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、「規定により」の下に「指名委員会等の」を加え、同号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。
ホ　法第五十三条の二十三の三第七項において準用する会社法第三百九十九条の十四（監査等委員会による取締役会の招集）の規定により監査等委員会が選定した監査等委員が招集したもの
第二十三条の九第三項第六号中ホをヘとし、ニの次に次のように加える。
ホ　法第五十三条の二十三の二第五項において準用する会社法第三百九十九条の四（取締役会への報告義務）
第二十三条の十六の次に次の四条を加える。
（監査等委員の報告の対象）
第二十三条の十六の二　法第五十三条の二十三の二第五項において準用する会社法第三百九十九条の五（株主総会に対する報告義務）に規定する取締役が社員総会（総代会を設けているときは、総代会）に提出しようとするものは、電磁的記録その他の資料とする。
（監査等委員会の議事録）
第二十三条の十六の三　法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十第三項（監査等委員会の決議）の規定による監査等委員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
2　監査等委員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。
3　監査等委員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
一　監査等委員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない監査等委員、取締役（監査等委員であるものを除く。）、会計参与又は会計監査人が監査等委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
二　監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果
三　決議を要する事項について特別の利害関係を有する監査等委員があるときは、その氏名
四　次に掲げる規定により監査等委員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
イ　法第五十三条の十五において準用する会社法第三百五十七条第三項（取締役の報告義務）の規定により読み替えて適用する同条第一項
ロ　法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十五条第三項（会計参与の報告義務）の規定により読み替えて適用する同条第一項
ハ　法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十七条第四項（監査役に対する報告）の規定により読み替えて適用する同条第一項
五　監査等委員会に出席した取締役（監査等委員であるものを除く。）、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称
六　監査等委員会の議長が存するときは、議長の氏名
4　法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十二（監査等委員会への報告の省略）の規定により監査等委員会への報告を要しないものとされた場合には、監査等委員会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。
一　監査等委員会への報告を要しないものとされた事項の内容
二　監査等委員会への報告を要しないものとされた日
三　議事録の作成に係る職務を行った監査等委員の氏名
（業務の適正を確保するための体制）
第二十三条の十六の四　法第五十三条の二十三の三第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　当該相互会社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
二　前号の取締役及び使用人の当該相互会社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
三　当該相互会社の監査等委員会の第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
四　次に掲げる体制その他の当該相互会社の監査等委員会への報告に関する体制
イ　当該相互会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び会計参与並びに使用人が当該相互会社の監査等委員会に報告をするための体制
ロ　当該相互会社の実質子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項（法人が業務を執行する社員である場合の特則）の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該相互会社の監査等委員会に報告をするための体制
五　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
六　当該相互会社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
七　その他当該相互会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
2　法第五十三条の二十三の三第一項第一号ハに規定する内閣府令で定める体制は、当該相互会社における次に掲げる体制とする。
一　当該相互会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
二　当該相互会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制